

諮問番号：平成29年度諮問第46号
答申番号：平成29年度答申第42号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して平成〇〇年〇月〇〇日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当不支給処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

特別児童扶養手当認定請求について「提出期限までに障害判定書類の提出がなかったため」不支給処分となっているが、療育手帳の更新手続は期限内に行っており、療育手帳ができていることを知った当日には窓口を受取りに行っており、怠っていたわけではない。療育手帳ができたという知らせが封書によるもので、こちらに伝わっておらず受取りが遅れたためであり、4か月もの不支給はととても困る。本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却が妥当である。

2 審理員意見書の理由

（1）本件に係る法令等の規定について

ア 特別児童扶養手当（以下「手当」という。）においては、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定について」（昭和50年9月5日児発第576号。厚生省児童家庭局長通知）の別紙「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第三における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）2（5）で、「障害の程度につ

いて、その認定の適正を期するため、必要な場合には期間を定めて認定を行うこと。」とあり、おおむね2年の有期認定がされる。

イ 「特別児童扶養手当等の支給に関する法律における有期認定の障害認定診断書の取扱いについて」（平成23年1月11日障発0111第7号。厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長通知。以下「障害認定診断書の取扱い」という。）の2で、「命令したにもかかわらず正当な理由がなく指定した期限までに障害認定診断書の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこと。」と規定されている。なお、ここで言う正当な理由とは、一般に災害その他やむを得ない事由であり、具体的には自然災害（風水害等）火災のほか、急病、出産、死亡、交通事故等で物理的にみて申請が不可能な場合に限定され、離婚や仕事の如く人為的な場合は該当しないと解される。

ウ また、正当な理由がやんだ後の期間の定めとしては、法第5条の2第2項で「受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始める。」と定められている。

エ さらに、法第11条第1項第1号で「受給資格者が、正当な理由がなく、第36条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたとき」は、「その額の全部又は一部を支給しないことができる」と規定されている。

(2) 本件処分が、法令等が求める要件に該当するかについて

ア 審査請求人は本件児童の有期期限（平成〇〇年〇月〇〇日）を過ぎた平成〇〇年〇月〇日に有期再認定請求を行っている。

しかし、併せて提出された申立書において、「療育手帳の更新を平成〇〇年〇月〇日に申請しましたが、大阪府子ども家庭センターの面接日が平成〇〇年〇月〇〇日になり、新しい手帳の発行には、さらに時間を要すると聞きました。」と述べていることから、療育手帳の完成までは有期再認定請求が出来ず、障害認定診断書の取扱いの2の正当な理由に該当する。

イ 続けて、申立書では、「〇月〇〇日に療育手帳ができあがったとの通知を受け、平成〇〇年〇月〇日に療育手帳を受け取りました。」と述べていることから、療育手帳ができあがったとの通知を受けた〇月〇〇日に正当な理由がやんだと考えられる。法第5条の2第2項から、この日より15日以内に請求があれば、やむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給は始められるが、審査請求人は平成〇〇年〇月〇日に療育手帳を受け取り、同日に請求を行っており、正当な理由がやんだと考えられる〇月〇〇日から15日以上が経過して

いる。

ウ また、○において○月○日に療育手帳の完成に関する通知を審査請求人あてに送付していることが確認できることに加え、審査請求人は申立書において、「○月○日に療育手帳ができあがったとの通知を受けた」と述べている。なお、通知は行政行為に分類され、行政行為は書面の交付・送達によって、相手方がその内容を了知しうる状態に置かれた時に効力が発生する到達主義を採っていることから、療育手帳ができあがったとの通知を受けた○月○日に通知の効力は発生している。以上から、審査請求人は、審査請求書の4審査請求の理由①で療育手帳完成の通知が封書によるもので審査請求人に伝わっていなかった旨を述べているが、○月○日に通知は到達しており、了知しうる状態にあったと認められる。

上記理由から、本件処分が、違法又は不当なものであるということはいえない。

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

平成30年1月26日	諮問の受付
平成30年1月29日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：2月16日 口頭意見陳述申立期限：2月16日
平成30年2月5日	第1回審議
平成30年3月2日	第2回審議

第5 審査会の判断

1 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（審理員意見書、事件記録等）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) ○○○○○○○○○○○課長は、平成○○年○月○日付けで、審査請求人あて、手当の有期再認定の請求手続きについて、有期再認定手続きは更新後の療育手帳又は診断書の提出により行う旨及び提出期限を平成○○年○月○日とする旨の通知を行った。
- (2) ○○○○○○○○○課は、審査請求人あて、療育手帳の交付について平成○○年○月○日付けで通知した。また、○○○○○○○○課は、手当の有期再認定請求について、療育手帳の受取りと合わせて有期再認定請求書の提出を行うこと、及び、同請求書の提出が遅れた場合、手当支給がされない場合がある旨の通知を同日付で行った。

(3) 審査請求人は、平成〇〇年〇月〇日付で、処分庁あて、特別児童扶養手当有期再認定請求書及び申立書を提出した。

2 判断

本件処分が法令等の要件に該当するかについて、法令、認定要領等に照らし合わせると、第3の2のとおり、手当支給にあたって、有期の障害の程度の認定がなされた受給者に対して、処分庁は必要に応じて受給資格の有無等の決定のために必要な事項に関する書類等を提出すべきことを命じ、正当な理由なく指定した期限までに当該書類等の提出がない者については、有期認定の終期の月の翌月から手当を支給しない処分を行うこととされている。本件の場合、療育手帳の完成までは、有期再認定請求ができない正当な理由に該当すると言える。

ただ、添付資料によれば、審査請求人は、平成〇〇年〇月〇〇日に封書による療育手帳の完成通知を受けとっていると認められ、また、審査請求人の主張において、同日に当該完成通知が審査請求人に到達していないと確認できる事実は認められない。このような認定事実によれば、平成〇〇年〇月〇〇日に正当な理由がやんでおり、審査請求人は、同年〇月〇日に有期再認定請求書を提出しているため、正当な理由がやんでから15日以上が経過しているから、法第5条の2第2項は適用されない。したがって、法第11条第1項第1号を適用した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、療育手帳の完成通知が伝わっていなかったことに関して、電話等での確認が必要であること、あるいは、封書に赤字などで重要と明記すべき旨を主張するが、当該主張は法5条の2等の解釈・適用に直接関係するものではなく、療養手帳の完成通知の周知方法等に係る意見であることから、上記判断を左右するものではない。

以上より、本件審査請求は棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第2部会
委員（部会長）野一色 直人
委員 福田 公教
委員 松村 信夫